

小松市指定ごみ袋製造・保管・配送・手数料収納業務 仕様書

1 業務名 小松市指定ごみ袋(以下、「指定袋という。」)製造・保管・配送・手数料収納業務

2 履行期間 契約締結の日から令和 11年3月31日

3 業務に係る基本的事項

I 指定袋等の製造業務

(1)指定袋

① 製造枚数について

製造予測枚数は、下記の枚数とし、契約方法はそれぞれの指定袋の数量に応じて支払う単価契約とする。

・指定袋4種(12、20、30、45 リットル相当)

【出荷実績及び見込】

種 別	R5 出荷実績	R6出荷実績	R7出荷見込
12リットル相当 (S)	346,545 枚 (23,103 パック)	376,905 枚 (25,127 パック)	363,525 枚 (24,235 パック)
20リットル相当 (M)	649,600 枚 (64,960 パック)	666,050枚 (66,605 パック)	570,780 枚 (57,078 パック)
30リットル相当 (LM)	997,200 枚 (99,720 パック)	1,015,690枚 (101,569 パック)	1,004,800 枚 (100,480 パック)
45リットル相当 (L)	2,664,000 枚 (266,400 パック)	2,706,000枚 (270,600 パック)	2,742,200 枚 (274,220 パック)

②指定袋の規格、寸法等について

ア)指定袋の規格、寸法等は、次の4種別とする

単位:mm

種別	全長	全幅	ガゼット	持ち手		袋の深さ	ベロ		厚さ
				長さ	幅		長さ	幅	
12リットル相当	540	400	70	135	50	400	120	40	0.030
20リットル相当	600	500	75	150	60	450	110	50	0.030
30リットル相当	700	570	90	160	70	540	135	60	0.030
45リットル相当	800	650	—	—	—	—	—	—	0.030

※袋の寸法及び厚みは、JIS Z 1711-1994に準拠すること。

イ) 材質

・低密度ポリエチレン

・袋の材料であるフィルム自体に炭酸カルシウムが混入していないこと。ただし、増量剤目的ではないもの

(フィルムの着色顔料等)に含まれるものを除く。

ウ)袋本体の色

- ・4種類とも、乳白着色1%(中身が確認できる程度の透明性を確保)を基準とし、発注者が別途支給するサンプル濃度以下とすること。
- ・顔料及びインキを使用する場合は、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料用印刷インキに関する自主規制(NL規制)に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものとする。

エ)品質・強度

- ・指定袋の外観は、均質で、異物の混入、ピンホールが無いなど、使用上の支障が無いこと。
- ・袋の強度は、下記基準表の通りとする。

項目(単位)		基準	測定方法
引張強さ (MPa)	縦	16.7以上	JIS Z 1702-1994
	横	16.7以上	
伸び (%)	縦	250以上	
	横	250以上	
ヒートシール強さ (N/15 mm)	ガゼット部	13 以上	JIS Z 1711-1994
	平シール部	6.86以上	

オ)指定袋の形状及びデザイン・文字等の色

- ・平袋型(45リットル)
- ・スーパーバッグ(30リットル、20リットル、12リットル)
- ・いずれの種類も文字等の色については緑色(DIC-216 #009979)とし、デザインは下記のとおりとする。



※印刷部の位置及び寸法は、別途発注者が指示するものとする。

(2)外装袋

- ① 材 質・・・低密度ポリエチレン
- ② 外袋の色

ア) 乳白着色1%(中身が確認できる程度の透明性を確保)を基準とし、発注者の指定濃度に合わせることを。

イ)顔料及びインキを使用する場合は、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料用印刷インキに関する自主規制(NL規制)に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものとする。

③ 形 状…平袋型

④ 印刷内容

外装袋の印刷内容は発注者と協議のうえ決定する。

※指定袋のバーコード(JANコード)については、受注者の責任において取得すること。

⑤ 外袋の形状及びデザイン

・45 リットル…長方形

・30リットル、20リットル、12リットル…正方形

・いずれの種類も文字等の色については緑色(DIC-216 #009979)とし、デザインは下記のとおりとする。

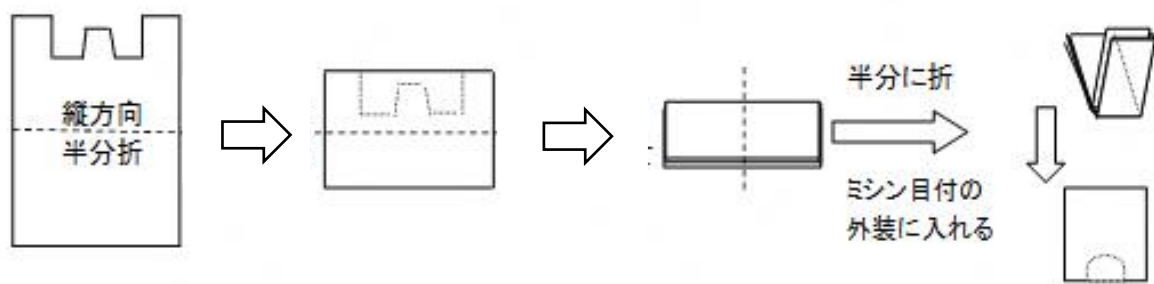


※印刷部の位置及び寸法は、別途発注者が指示するものとする。

(3)指定袋、外装袋共通事項

ア)折り方

外装袋に封入する際の指定袋の折り方は、次のとおりとする。



- ・取り出し口には、ミシン目加工を施し1枚ずつ取り出しやすいように工夫をすること。
- ・外装の縦横の寸法は、収納物に比べ不均等大きさにならないようにすること。
- ・厚みは、0.03mm 程度とする。

イ) 梱包

- ・梱包は、以下のとおり段ボール箱に梱包すること。

種 別	枚 数
12リットル相当	40パック(600枚)
20リットル相当	40パック(400枚)
30リットル相当	40パック(400枚)
45リットル相当	30パック(300枚)

- ・段ボール箱の文字表示等については、種類ごとに容易に区別がつくようにすること。
- ・ガムテープにより封をすることとし、ホチキス針等の金属は使用しないこと。
- ・効率的な輸送のため、6段程度積み重ねても潰れない強度を有する段ボールを使用すること。
- ・梱包した段ボール側面4箇所以下の内容を表示すること
 - ① 指定袋の区分 … 小松市指定ごみ袋
 - ② 袋サイズ … (例 L 45 リットル)
 - ③ 枚数 … (例 1パック〇枚入り 〇組)
 - ④ 工場及び製造業者名
 - ⑤ ロット番号
 - ⑥ 製造年月日

ウ) 1パックの袋入り数

種 別	枚 数
12リットル相当	15枚
20リットル相当	10枚
30リットル相当	10枚
45リットル相当	10枚

(4) 指定ごみ袋の品質管理及び品質保証

- ① 製造前にサンプルを各1袋ずつ提出すること。
- ② 下記項目につき、製造前(前記①のサンプル製造時)及び年度毎に1回(4月～6月)以上は第三者公的機関で検査を行い、発注者に検査報告書を提出すること。

ア) 材質関係

試験項目	仕様書適合条件
材質	袋の材料であるフィルム自体に炭酸カルシウムが混入していないこと。ただし、増量剤目的ではないもの(フィルムの着色顔料等)に含まれるものを除く。

イ) 強度関係

試験項目		仕様書適合条件	JIS Z 1702 適用箇条
強度	引張強さ	16.7MPa以上であること	7.5
	伸び	250%以上であること	7.5
	衝撃試験	適合すること	7.6

ウ) 形状・性質関係

試験項目		仕様書適合条件	JIS Z 1711 適用箇条
厚さ		0.030mm以上であること	8.2
性能	ヒートシール強さ	JIS Z 1711-1994 の表 8 に適合すること	8.4
	印刷はく離強さ	印刷物の面積が 80%以上残ること	8.5
	水漏れ	水漏れがないこと	8.6

- ③ 検査に係る費用については、受注者が負担すること。なお、本市に提出したサンプル品については、納品数に含まないものとする。
- ④ 不良品対策及び品質管理に万全を期すため、指定ごみ袋又は外装袋1枚ずつにロット番号を印字する等、製造日等の把握ができるようにし、品質管理の徹底を図ること。
- ⑤ 不良品があった場合は、製造日、製造状況の把握及びその原因について調査し、発注者へ報告するとともにその改善に必要な対策を講じること。また、その交換については、受注者の責任において行うこと。
- ⑥ 受注者は、事前検査に合格していることが確認されるまで、指定ごみ袋の本格的な製造を開始してはならない。
- ⑦ 製造にあたっては、本市の事前検査を受け、合格したサンプル品と同じ材質・同じ顔料及びインキを使用した同品質のものとする。

Ⅱ 保管業務

- (1) 保管する倉庫は、原則、市内または本市に隣接する自治体に1箇所以上所有もしくは設置すること。
- (2) 受注者は、受注予測を立てて欠品することのないよう一定の在庫を保有管理し、急な需要にも迅速に対応すること。
- (3) 複数の倉庫を保有することにより、災害等の不測の事態にも対応できること。
- (4) 本市指定であることに留意し、盗難・紛失・汚損などがないように厳重に保管・管理すること。また、保管場所は、他の商品との混同や遺失盗難にあわないよう必要な処置を講じること。
- (5) 受注者の責任による指定ごみ袋等の損失については、すべて受注者の責任とする。
- (6) 指定ごみ袋等の保管場所は、受注者が所有または賃借している敷地・建物とする。
- (7) 受注者は、契約締結後に遅延なく、土地、建物の所有者が確認できる書類または賃貸借契約書(写)を発注者に届け出ること。

Ⅲ 配送・手数料収納業務

(1) 取扱指定店(以下、「取扱店」という。)

市内 90 店舗程度(増減する場合あり)。なお、具体的な店舗情報については別途発注者から提供する。

(2) 配送・手数料収納業務

受注者は、取扱店からの注文に応じ、指定袋を配送し、集金を行うものとする。取扱指定店より納入された手数料(卸金額)は、市に納入するものとする。

取扱店販売金額

種 別	取扱指定店での販売価格(税込み)
12リットル相当	150 円

20リットル相当	150 円
30リットル相当	190 円
45リットル相当	210 円

(3) 配送頻度

- ・配送日は、取扱店と協議して決定すること。
- ・受注日後2営業日の営業時間内に配送を完了すること。
- ・受注日の翌日が、土曜、日曜、祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日)に該当する場合は、この限りではない。

(4) 配送単位

原則 1 箱単位とするが、取扱店の販売状況によりパック単位での納品にも対応すること。

(5) 受注方法

専用ファクシミリとインターネットにより、指定ごみ袋取扱店からの注文を 24 時間受け付けること。
また、営業時間内に電話での注文も受け付けること。

(6) 納品書等

指定ごみ袋を取扱店へ納品したときは、3枚綴りの専用指定納品受領書(市・店・受託者控えの3部複写)を使用し確認作業を正確に行うこと。納品書は受託者において作成すること。受託者控え受領書は 3 年間保管すること。

(7) 実績報告書

受注者は指定袋の種別ごとの納品実績、取扱店ごとの納品実績、月別の納品実績、手数料徴収額実績を記した前月の納品実績報告書を翌月 5 営業日までに市に提出すること。

(8) 手数料の請求等

受注者は、月単位として、取扱店への納品実績数量を基に、取扱店に対し手数料(卸価格)の請求を行うこと。なお、支払期限については、受注者と取扱店が協議して決定すること。

(9) 手数料の納付

受注者は、提出した納品実績報告書を根拠に市が発行する納付書に基づき、手数料(卸価格)を市が定める期限までに納付することとし、振込手数料は受注者の負担とする。

(10) 専用口座の準備

取扱店から収納した手数料(卸価格)を発注者へ納付するための専用の金融機関口座を設けることとし、本業務以外にこの口座は使用しないこと。

(11) 未入金または入金額不足の取扱店に対する対応

- ・取扱店の納付期限時点の入金状況を確認し、未入金または入金額が不足している取扱店があった場合には、全店電話による催告を実施し、必要に応じて再請求を行うこと。未納の状況については速やかに発注者に報告すること。また電話催告について、取扱店の担当者が不在等の場合については、必要に応じて伝言を残し、不在、不着等の催告結果について発注者へ適宜報告すること。
- ・再請求は、書面による通知書及び再請求用の振込用紙を発行し、取扱店へ送付すること。
- ・再請求の際の納付期限は、再請求行為を行った日付から起算して原則、7日以内とする。なお、再請求の納付期限までに未入金、若しくは入金額が不足する取扱店に対しては、発注社から督促等の措置を講じるものと市、受注者は当該再請求に対する未入金、若しくは入金額の不測を発注者に報告することにより、その対応を完了したものとみなす。
- ・発注者が必要と認めた場合には、指定ごみ袋の発送停止等の措置を講じること。

(12) 債務保証

取扱店の受注者に対する責務については、市は一切負担しない。

4 令和7年度中の製造・保管・配送について

令和7年度における製造・保管・配送については、本業務における指定袋を令和8年4月1日から市民が使用できるよう令和8年3月20日までに取扱店が発注する数量の指定袋を取扱店に納品しなければならない。

5 業務の引継ぎについて

(1)在庫品の引継ぎについて

- ①本契約終了の後、業務を次回受注者に引き継ぐ際には、本契約受注者の負担にて在庫品を次回受注者の倉庫等へ移送すること。
- ②移送は、次回受注者との協議の上、行うこと。
- ③受注者が保管する在庫品について、市は買取を行わない。

(2)業務の引継ぎについて

- ①配送時に配慮すべき点など、業務遂行に必要な情報を取りまとめた引継書を作成し、次回受注者に引継ぐこと。
- ②次回受注者からの疑義照会については、誠意を持って対応すること。

6 委託料について

(1)委託料は、本仕様書記載の

- I 指定袋等の製造業務
- II 保管業務
- III 配送・手数料収納業務

の各項目について単価の算定を行い、本業務のプロポーザル応募時に内訳書を提出するものとする。

なお、実際の契約金額は、プロポーザル審査において受注者から提出のあった企画提案書(参考見積書)に記載された金額の範囲内で、発注者と協議して決定した額とする。(3 I (1) ①に記載の数量と、実際の数量に差異が生じた場合でも、それを理由とした単価の変更は行わない。)

- (2)「I 指定袋等の製造業務」については、外袋及び段ボール箱の製造、強度試験費用、運搬、関税等租税公課等の経費も見込んで算定すること。
- (3)「I 指定袋等の製造業務」の単価については、各年9月に10月から翌年9月までの価格改定の検討を行うものとする。
- (4)「III 配送・手数料収納業務」における手数料の収納に関し、別途「指定袋に係る手数料の徴収及び収納業務委託」に係る契約を締結するものとする。なお、その委託料については、本業務に含むものとする。

7 契約について

- (1)地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約とする。
- (2)契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について、減額または削減があった場合は、当該契約を変更または解除することができる。
- (3)受注者による再委託は禁止する(製造業務を除く)。ただし、緊急時などにより発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4)本仕様書に定める「I 指定袋等の製造業務」、「II 保管業務」、「III 配送・手数料収納業務」は一体の契約であるものとし、一部の契約のみの締結または解除することはできない。

8 料金の改定について

(1) 物価変動等による改定

委託業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

改定の対象となる費用	指標
I 指定袋等の製造業務	「消費税を除く国内企業物価指標/プラスチック製品」 日本銀行調査統計局

(2)改定の条件

委託業務に係る対価の支払いについては、契約時の指標と比較し、±1.5%（下記アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に、1.5%を超過する部分において改定を行うことができるものとし、改定は発注者、受注者いずれかの申し出により行うこととする。

改定を申し出る際は、文書により相手方に毎年8月末までに通知の上、9月末までに見直しを行い、翌月を含む以後1年間の委託業務の対価を確定するものとし、改定された委託業務の対価は、10月からの支払いから反映させる。なお、初回改定時の基準額は契約に定めた額となる。

(3)改定の計算式

ア 算定式

運用業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y=A \times X$$

Y:改定後の当該費用(税抜き)

X:前回改定後の当該費用

(税抜き。第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用)

$$A:改定割合 \left(\frac{\text{改定時の指数}(\alpha)}{\text{前回改定維持の指数}(\beta)} \right) \pm 0.015$$

α :改定を行う年度の8月末時点で公表されている直近1年間の指標の平均値

β :前回改定を行った年度の8月末時点で公表されている直近1年間の指標の平均値

※初回の改定が行われるまでは契約時(令和7年10月(予定))の指標とする

注)改定後の当該費用(Y)に小数点第2位以下に端数が生じた場合は、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

9 一般指示事項

- (1)指定袋の出荷については、入荷日の早い順に行うこと。
- (2)指定袋の不良・変質等の申し出については、過去2年度の製品は、本年度受注者の責任において交換の上納入すること。

10 その他

- (1)この仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた場合には、市担当者とその都度協議をして解決するものとする。